

供託かんたん申請記載例

弁済供託

受領拒否

あらかじめ受領拒否

受領不能(賃貸人所在不明)

債権者不確知(相続人が不明の場合)

執行供託

金銭債権について差押えられた場合の供託(債権が給料債権である場合)

金銭債権について差押えが競合した場合の供託(債権が給料債権である場合・一般債権に基づく差押えの競合)

金銭債権について滞納処分による差押えと強制執行による差押えとが競合した場合の供託(債権が給料債権である場合・滞納処分による差押えが先行する場合)

金銭債権について滞納処分による差押えと強制執行による差押えとが競合した場合の供託(債権が給料債権である場合・強制執行による差押えが先行する場合)

金銭債権に対し仮差押えの執行がされた場合の供託

Step 1-1 申請情報の入力

供託書（金銭供託）地代家賃弁済

供託所の表示		さいたま地方法務局	供託所選択
供託者の住所・氏名	住所又は法人所在地	甲県乙市丙町一丁目1番1号	
	氏名又は法人名	※1 甲山太郎	会社法人等番号（供託者） ※3 <input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/> <small>※資格証明書の省略について</small>
	代表者（資格・氏名）又は代理人（住所・氏名）	※2 <input type="text"/>	会社法人等番号（代理人） <input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/> <small>※資格証明書の省略について</small>
被供託者の住所・氏名	住所又は法人所在地	甲県乙市丙町二丁目2番2号	
	氏名又は法人名	乙野次郎	
法令条項	民法第494条		
供託の原因たる事実	契約内容	賃借の目的物	甲県乙市丙町一丁目1番地木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平屋建居宅1棟床面積50.30平方メートル ※5
		賃料	月50,000円 ※6
		支払日	毎月末日まで ※7
		支払場所	● 被供託者住所 ○ 供託者住所 ※8 ○ その他(<input type="text"/>)
供託する賃料		平成 ▾ 30 年 4 月分	
供託の事由		● 平成 ▾ 30 年 4 ▾ 月 20 ▾ 日 提供したが受領を拒否された。 <input type="text"/> のため ○ 受領することができない。 ○ 受領しないことが明らかである。 ○ 債権者を確知できない。	
供託金額		50000 円 ※半角	

注意事項(1/2)

※全般 使用できる文字は、JIS第1及び第2水準のほか、次のような文字が使用できます(代表的なものを例示)
【かな】 あいうえお 【カナ】 アイウエオ 【英数字】 ABCDE12345 【記号】 ! " # \$ % & ' ()

緑字部分は半角、その他の部分は全角で入力します。

※1 賃借人の住所・氏名を入力します。法人の場合は、本店所在地・法人名を入力します。

※2 法人の場合は、「代表取締役 埼玉彩太」のように入力します。

代理人による申請の場合は、代理人の表示として「甲県乙市～代理人 何某」と入力します。別途委任状が必要です。

※3 供託者が登記された法人の場合は、会社法人等番号を入力します(半角入力)。

裏面につづく→

<input type="checkbox"/> 供託により消滅すべき質権 又は抵当権	<input type="text"/>
<input type="checkbox"/> 反対給付の内容	<input type="text"/>
<input type="checkbox"/> 送付する添付書面あり ※9	
<input type="checkbox"/> 供託通知書の発送を請求する（この場合には、供託所宛てに、被供託者の住所氏名を記載した郵便切手等付きの封筒を、この供託書の発信後取得する申請番号を付記した上で送付してください。）。	※10
<input type="checkbox"/> 資格証明書を省略するため会社法人等番号を提示する。 複数の会社法人等番号を提示する場合は右側の入力欄に入力してください。 （複数の会社法人等番号を入力する番号には、1番号ごとに改行してください。） ※入力方法 半角12桁で入力し、' '（ハイフン）は入れないでください。 （記載例）123456789010 また、会社法人等番号（供託者）欄・会社法人等番号（代理人）欄に入力した 会社法人等番号は入力しないでください。	会社法人等番号・複数入力用 <input type="text"/>
<input type="checkbox"/> 書面の供託書正本の窓口交付を請求する。 <input type="checkbox"/> 書面の供託書正本の送付(注)を請求する。 ※11 (注)書面の供託書正本の送付を請求する場合は、供託所宛てに、 返信用の郵便切手等付きの封筒を、この供託書の送信後取得する申請番号を付記した上で送付してください。	
備考	<input type="text"/>
<input type="checkbox"/> 補正のコメントを受領したので 補正申請として申請する。	補正対象申請番号 <input type="text"/> （申請済みの申請書に対して補正を行う場合に、 補正対象となる申請番号（初回の申請番号）を入力してください。）

注意事項(2/2)

- ※4 賃貸人の住所・氏名を入力します。法人の場合は、本店所在地・法人名のみ入力します(代表者の資格氏名は不要です)。
- ※5 土地…所在地番、地目及び地積を入力します(例: 甲県乙市丙町三丁目1番地 宅地 50.12平方メートル)。
建物…建物の所在場所、家屋番号、種類、構造及び床面積など建物を特定する事項を入力します。
- ※6 契約で定められた賃料を「月30,000円」、「年100,000円」のように入力します。
年払いの場合は、備考欄にその期間(例: 1年とは1月から12月までである)を入力します。
- ※7 契約で定められた地代、家賃の支払期を「毎月末日」「毎月末日まで」「翌月10日まで」のように入力します。
前払の特約がある場合は、備考欄に「賃料は翌月前払である」のように入力します。支払日が来ていない場合は、供託できません。
- ※8 ① 契約で地主・家主の住所に持参して支払うこととされている場合又は特に定めがない場合は、「被供託者住所」にチェックをします。
② 契約で地主・家主又は管理人が地代・家賃の取立てに来ることになっている場合は「供託者住所」にチェックをします。
③ 契約で地主・家主及び供託者の住所以外の具体的な支払場所が定められている場合は「その他」にチェックをし、空欄にその場所を入力します。
- ※9 委任状等供託所へ送付する書面がある場合はチェックをします。
- ※10 被供託者への供託通知書の発送を請求される場合は、「供託通知書の発送を請求する」にチェックをして、82円切手を供託所宛て送付してください。
- ※11 正本の受領方法を選択し、チェックをしてください。郵送の場合、郵券及び返信用封筒を供託所宛て送付してください。

Step 1-1 申請情報の入力

供託書（金銭供託）地代家賃弁済

供託所の表示		さいたま地方法務局	供託所選択
供託者の住所・氏名	住所又は法人所在地	甲県乙市丙町一丁目1番1号	
	氏名又は法人名	甲山太郎 ※1	会社法人等番号（供託者） ※3 ※資格証明書の省略について
	代表者（資格・氏名）又は代理人（住所・氏名）	※2	会社法人等番号（代理人） ※資格証明書の省略について
被供託者の住所・氏名	住所又は法人所在地	甲県乙市丙町二丁目2番2号 ※4	
	氏名又は法人名	乙野次郎	
法令条項	民法第494条		
供託の原因たる事実	契約内容	賃借の目的物	甲県乙市丙町一丁目1番地木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平屋建居宅1棟床面積50.30平方メートル ※5
		賃料	月50,000円 ※6
		支払日	毎月末日まで ※7
		支払場所	● 被供託者住所 ○ 供託者住所 ※8 ○ その他()
供託する賃料		平成 30 年 4 月分	
供託の事由		<input type="radio"/> 年 月 日 提供したが受領を拒否された。 賃料の増額請求があり(又は家屋の明渡要求があり)、あらかじめ賃料の受領を拒否され目下係争中のため <input type="radio"/> 受領することができない。 ● 受領しないことが明らかである。 <input type="radio"/> 債権者を確知できない。	
供託金額	50000 円 ※半角		

注意事項(1/2)

※全般 使用できる文字は、JIS第1及び第2水準のほか、次のような文字が使用できます(代表的なものを例示)
【かな】 あいうえお 【カナ】 アイウエオ 【英数字】 ABCDE12345 【記号】 ! " # \$ % & ' ()

緑字部分は半角, その他の部分は全角で入力します。

※1 賃借人の住所・氏名を入力します。法人の場合は、本店所在地・法人名を入力します。

※2 法人の場合は、「代表取締役 埼玉彩太」のように入力します。

代理人による申請の場合は、代理人の表示として「甲県乙市～代理人 何某」と入力します。別途委任状が必要です。

※3 供託者が登記された法人の場合は、会社法人等番号を入力します(半角入力)。

裏面につづく→

<input type="checkbox"/> 供託により消滅すべき質権 又は抵当権	<input type="text"/>
<input type="checkbox"/> 反対給付の内容	<input type="text"/>
<input type="checkbox"/> 送付する添付書面あり ※9	
<input type="checkbox"/> 供託通知書の発送を請求する（この場合には、供託所宛てに、被供託者の住所氏名を記載した郵便切手等付きの封筒を、この供託書の発信後取得する申請番号を付記した上で送付してください。）。	※10
<input type="checkbox"/> 資格証明書を省略するため会社法人等番号を提示する。 複数の会社法人等番号を提示する場合は右側の入力欄に入力してください。 （複数の会社法人等番号を入力する番号には、1番号ごとに改行してください。） ※入力方法 半角12桁で入力し、' '（ハイフン）は入れないでください。 （記載例）123456789010 また、会社法人等番号（供託者）欄・会社法人等番号（代理人）欄に入力した会社法人等番号は入力しないでください。	会社法人等番号・複数入力用 <input type="text"/>
<input type="checkbox"/> 書面の供託書正本の窓口交付を請求する。 <input type="checkbox"/> 書面の供託書正本の送付(注)を請求する。 ※11 (注)書面の供託書正本の送付を請求する場合は、供託所宛てに、返信用の郵便切手等付きの封筒を、この供託書の送信後取得する申請番号を付記した上で送付してください。	
備考	<input type="text"/>
<input type="checkbox"/> 補正のコメントを受領したので 補正申請として申請する。	補正対象申請番号 <input type="text"/> (申請済みの申請書に対して補正を行う場合に、補正対象となる申請番号（初回の申請番号）を入力してください。)

注意事項(2/2)

- ※4 賃貸人の住所・氏名を入力します。法人の場合は、本店所在地・法人名のみ入力します(代表者の資格氏名は不要です)。
- ※5 土地…所在地番、地目及び地積を入力します(例: 甲県乙市丙町三丁目1番地 宅地 50.12平方メートル)。
建物…建物の所在場所、家屋番号、種類、構造及び床面積など建物を特定する事項を入力して下さい。
- ※6 契約で定められた賃料を「月30,000円」、「年100,000円」のように入力します。
年払いの場合は、備考欄にその期間(例: 1年とは1月から12月までである)を入力します。
- ※7 契約で定められた地代、家賃の支払期を「毎月末日」「毎月末日まで」「翌月10日まで」のように入力します。
前払の特約がある場合は、備考欄に「賃料は翌月前払である」のように入力します。支払日が来ていない場合は、供託できません。
- ※8 ① 契約で地主・家主の住所に持参して支払うこととされている場合又は特に定めがない場合は、「被供託者住所」にチェックをします。
② 契約で地主・家主又は管理人が地代・家賃の取立てに来ることになっている場合は「供託者住所」にチェックをします。
③ 契約で地主・家主及び供託者の住所以外の具体的な支払場所が定められている場合は「その他」にチェックをし、空欄にその場所を入力します。
- ※9 委任状等供託所へ送付する書面がある場合はチェックをします。
- ※10 被供託者への供託通知書の発送を請求される場合は、「□供託通知書の発送を請求する」にチェックをして、82円切手を供託所宛て送付してください。
- ※11 正本の受領方法を選択し、チェックをしてください。郵送の場合、郵券及び返信用封筒を供託所宛て送付してください。

Step 1-1 申請情報の入力

供託書（金銭供託）地代家賃弁済

供託所の表示		さいたま地方法務局	供託所選択
供託者の住所・氏名	住所又は法人所在地	甲県乙市丙町一丁目1番1号	
	氏名又は法人名	※1 甲山太郎	会社法人等番号（供託者） ※3 資格証明書の省略について
	代表者（資格・氏名）又は代理人（住所・氏名）	※2	会社法人等番号（代理人） 資格証明書の省略について
被供託者の住所・氏名	住所又は法人所在地	※4 (最後の住所) 甲県乙市丙町二丁目2番2号	
	氏名又は法人名	乙野次郎	
法令条項	民法第494条		
供託の原因たる事実	契約内容	賃借の目的物	※5 甲県乙市丙町一丁目1番地木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平屋建居宅1棟床面積50.30平方メートル
		賃料	※6 月50,000円 円
		支払日	※7 毎月末日まで
		支払場所	※8 ● 被供託者住所 ○ 供託者住所 ○ その他()
供託する賃料		平成 30 年 4 月分	
供託の事由	○ 年 月 日 提供したが受領を拒否された。		
	被供託者の所在が不明 のため ● 受領することができない。 ○ 受領しないことが明らかである。 ○ 債権者を確知できない。		
供託金額	50000 円 ※半角		

注意事項(1/2)

※全般 使用できる文字は、JIS第1及び第2水準のほか、次のような文字が使用できます(代表的なものを例示)
【かな】 あいうえお 【カナ】 アイウエオ 【英数字】 ABCDE12345 【記号】 ! " # \$ % & ' ()

緑字部分は半角、その他の部分は全角で入力します。

※1 賃借人の住所・氏名を入力します。法人の場合は、本店所在地・法人名を入力します。

※2 法人の場合は、「代表取締役 埼玉彩太」のように入力します。

代理人による申請の場合は、代理人の表示として「甲県乙市～代理人 何某」と入力します。別途委任状が必要です。

※3 供託者が登記された法人の場合は、会社法人等番号を入力します(半角入力)。

裏面につづく→

<input type="checkbox"/> 供託により消滅すべき質権 又は抵当権	<input type="text"/>
<input type="checkbox"/> 反対給付の内容	<input type="text"/>
<input type="checkbox"/> 送付する添付書面あり ※9	
<input type="checkbox"/> 供託通知書の発送を請求する (この場合には、供託所宛てに、被供託者の住所氏名を記載した郵便切手等付きの封筒を、この供託書の発信後取得する申請番号を付記した上で送付してください。)	※10
<input type="checkbox"/> 資格証明書を省略するため会社法人等番号を提示する。 複数の会社法人等番号を提示する場合は右側の入力欄に入力してください。 (複数の会社法人等番号を入力する番号には、1番号ごとに改行してください。) ※入力方法 半角12桁で入力し、'-' (ハイフン) は入れないでください。 (記載例) 123456789010 また、会社法人等番号 (供託者) 欄・会社法人等番号 (代理人) 欄に入力した会社法人等番号は入力しないでください。	会社法人等番号・複数入力用 <input type="text"/>
<input type="checkbox"/> 書面の供託書正本の窓口交付を請求する。 <input type="checkbox"/> 書面の供託書正本の送付(注)を請求する。 ※11 (注)書面の供託書正本の送付を請求する場合は、供託所宛てに、返信用の郵便切手等付きの封筒を、この供託書の送信後取得する申請番号を付記した上で送付してください。	
備考	<input type="text"/>
<input type="checkbox"/> 補正のコメントを受領したので 補正申請として申請する。	補正対象申請番号 <input type="text"/> (申請済みの申請書に対して補正を行う場合に、補正対象となる申請番号 (初回の申請番号) を入力してください。)

注意事項(2/2)

- ※4 賃貸人の住所・氏名を入力します。法人の場合は、本店所在地・法人名のみ入力します(代表者の資格氏名は不要です)。
- ※5 土地…所在地番、地目及び地積を入力します(例: 甲県乙市丙町三丁目1番地 宅地 50.12平方メートル)。
建物…建物の所在場所、家屋番号、種類、構造及び床面積など建物を特定する事項を入力します。
- ※6 契約で定められた賃料を「月30,000円」、「年100,000円」のように入力します。
年払いの場合は、備考欄にその期間(例: 1年とは1月から12月までである)を入力します。
- ※7 契約で定められた地代、家賃の支払期を「毎月末日」「毎月末日まで」「翌月10日まで」のように入力します。
前払の特約がある場合は、備考欄に「賃料は翌月前払である」のように入力します。支払日が来ていない場合は、供託できません。
- ※8 ① 契約で地主・家主の住所に持参して支払うこととされている場合又は特に定めがない場合は、「被供託者住所」にチェックをします。
② 契約で地主・家主又は管理人が地代・家賃の取立てに来ることになっている場合は「供託者住所」にチェックをします。
③ 契約で地主・家主及び供託者の住所以外の具体的な支払場所が定められている場合は「その他」にチェックをし、空欄にその場所を入力します。
- ※9 委任状等供託所へ送付する書面がある場合はチェックをします。
- ※10 被供託者への供託通知書の発送を請求される場合は、「 供託通知書の発送を請求する」にチェックをして、82円切手を供託所宛て送付してください。
- ※11 正本の受領方法を選択し、チェックをしてください。郵送の場合、郵券及び返信用封筒を供託所宛て送付してください。

Step 1-1 申請情報の入力

供託書（金銭供託）地代家賃弁済

供託所の表示		さいたま地方法務局	供託所選択
供託者の住所・氏名	住所又は法人所在地	甲県乙市丙町一丁目1番1号	
	氏名又は法人名	甲山太郎 ※1	会社法人等番号（供託者） ※3 ※資格証明書の省略について
	代表者（資格・氏名）又は代理人（住所・氏名）	※2	会社法人等番号（代理人） ※資格証明書の省略について
被供託者の住所・氏名	住所又は法人所在地	甲県乙市丙町二丁目2番2号	※4
	氏名又は法人名	乙野次郎の相続人	
法令条項	民法第494条		
供託の原因たる事実	契約内容	賃借の目的物	甲県乙市丙町一丁目1番地木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平屋建居宅1棟床面積50.30平方メートル ※5
		賃料	月50,000円 ※6
		支払日	毎月末日まで ※7
		支払場所	● 被供託者住所 ○ 供託者住所 ※8 ○ その他()
	供託する賃料	平成 30 年 4 月分	
	供託の事由	○ 年 月 日 提供したが受領を拒否された。 平成30年4月10日賃貸人が死亡し、その相続人の氏名、住所が不明のため ○ 受領することができない。 ○ 受領しないことが明らかである。 ● 債権者を確知できない。	
供託金額	50000 円 ※半角		

注意事項(1/2)

※全般 使用できる文字は、JIS第1及び第2水準のほか、次のような文字が使用できます(代表的なものを例示)
【かな】 あいうえお 【カナ】 アイウエオ 【英数字】 ABCDE12345 【記号】 ! " # \$ % & ' ()

緑字部分は半角、その他の部分は全角で入力します。

※1 賃借人の住所・氏名を入力します。法人の場合は、本店所在地・法人名を入力します。

※2 法人の場合は、「代表取締役 埼玉彩太」のように入力します。

代理人による申請の場合は、代理人の表示として「甲県乙市～代理人 何某」と入力します。別途委任状が必要です。

※3 供託者が登記された法人の場合は、会社法人等番号を入力します(半角入力)。

裏面につづく→

<input type="checkbox"/> 供託により消滅すべき質権 又は抵当権	<input type="text"/>
<input type="checkbox"/> 反対給付の内容	<input type="text"/>
<input type="checkbox"/> 送付する添付書面あり ※9	
<input type="checkbox"/> 供託通知書の発送を請求する（この場合には、供託所宛てに、被供託者の住所氏名を記載した郵便切手等付きの封筒を、この供託書の発信後取得する申請番号を付記した上で送付してください。） ※10	
<input type="checkbox"/> 資格証明書を省略するため会社法人等番号を提示する。 複数の会社法人等番号を提示する場合は右側の入力欄に入力してください。 （複数の会社法人等番号を入力する番号には、1番号ごとに改行してください。） ※入力方法 半角12桁で入力し、' '（ハイフン）は入れないでください。 （記載例）123456789010 また、会社法人等番号（供託者）欄・会社法人等番号（代理人）欄に入力した 会社法人等番号は入力しないでください。	会社法人等番号・複数入力用 <input type="text"/>
<input type="checkbox"/> 書面の供託書正本の窓口交付を請求する。 <input type="checkbox"/> 書面の供託書正本の送付(注)を請求する。 ※11 (注)書面の供託書正本の送付を請求する場合は、供託所宛てに、返信用の郵便切手等付きの封筒を、この供託書の送信後取得する申請番号を付記した上で送付してください。	
備考	<input type="text"/>
<input type="checkbox"/> 補正のコメントを受領したので 補正申請として申請する。	補正対象申請番号 <input type="text"/> （申請済みの申請書に対して補正を行う場合に、補正対象となる申請番号（初回の申請番号）を入力してください。）

注意事項(2/2)

- ※4 賃貸人の住所・氏名を入力します。
- ※5 土地…所在地番、地目及び地積を入力します(例: 甲県乙市丙町三丁目1番地 宅地 50. 12平方メートル)。
建物…建物の所在場所、家屋番号、種類、構造及び床面積など建物を特定する事項を入力します。
- ※6 契約で定められた賃料を「月30, 000円」、「年100, 000円」のように入力します。
年払いの場合は、備考欄にその期間(例: 1年とは1月から12月までである)を入力します。
- ※7 契約で定められた地代、家賃の支払期を「毎月末日」「毎月末日まで」「翌月10日まで」のように入力します。
前払の特約がある場合は、備考欄に「賃料は翌月前払である」のように入力します。支払日が来ていない場合は、供託できません。
- ※8 ① 契約で地主・家主の住所に持参して支払うこととされている場合又は特に定めがない場合は、「被供託者住所」にチェックをしてください。
② 契約で地主・家主又は管理人が地代・家賃の取立てに来ることになっている場合は「供託者住所」にチェックをしてください。
③ 契約で地主・家主及び供託者の住所以外の具体的な支払場所が定められている場合は「その他」にチェックをし、空欄にその場所を入力します。
- ※9 委任状等供託所へ送付する書面がある場合はチェックをします。
- ※10 被供託者への供託通知書の発送を請求される場合は、「 供託通知書の発送を請求する」にチェックをして、82円切手を供託所宛て送付してください。
- ※11 正本の受領方法を選択し、チェックをしてください。郵送の場合、郵券及び返信用封筒を供託所宛て送付してください。

Step 1-1 申請情報の入力

供託書（金銭供託）給与債権執行

供託所の表示		さいたま地方法務局	供託所選択
供託者の住所・氏名	住所又は法人所在地	甲県乙市丙町二丁目2番2号	
	氏名又は法人名	乙野株式会社	会社法人等番号（供託者） 0300 - 00 - 000000 <small>※資格証明書の省略について</small>
	代表者（資格・氏名） 又は 代理人（住所・氏名）	代表取締役乙野次郎	会社法人等番号（代理人） - - - <small>※資格証明書の省略について</small>
被供託者の住所・氏名	住所又は法人所在地		
	氏名又は法人名		
法令条項	民事執行法第156条第1項		

※1

※半角

※2

供託者は、従業員である埼玉県さいたま市中央区下落合5丁目12番1号法務太郎に対して平成30年4月分の給与（支給日：平成30年4月20日、支払場所：供託者肩書地本店）金300,000円を支払うべき債務を負っているところ、同人の供託者に対する給与債権について給与支給額から法定控除額を控除した残額の4分の1（ただし、同残額の4分の3に相当する額が33万円を超えるときはその超過額）を差し押さえる旨の下記差押命令が送達されたので、給与支給額から法定控除額100,000円を控除した額の4分の1（ただし、控除した残額が44万円を超えるときは、同残額から33万円を控除した額）に相当する金50,000円を供託する。

供託の
原因たる事実

記						
事件の表示	債権者	債務者	第三債務者	債権額	差押債権額	送達年月日
さいたま地方 裁判所 支部 平成 30 年 () 月 第 111 号	埼玉県さい たま市大宮 区〇〇1丁 目1番1号 大宮一郎	法務太郎	供託者	1,000,000 円	1,000,000 円	平成 30 年 4 月 15 日
裁判所 支部 年 () 第 号				円	円	年 月 日

※半角

裁判所									年
支部									月
年									日
()									
第 号									

供託金額 円 **※半角**

供託により消滅すべき質権又は抵当権

反対給付の内容

送付する添付書面あり **※3**

供託通知書の発送を請求する (この場合には、供託所宛てに、被供託者の住所氏名を記載した郵便切手等付きの封筒を、この供託書の発信後取得する申請番号を付記した上で送付してください。)

● 資格証明書を省略するため会社法人等番号を提示する。

複数の会社法人等番号を提示する場合は右側の入力欄に入力してください。
(複数の会社法人等番号を入力する番号には、1番号ごとに改行してください。)

※入力方法 半角12桁で入力し、'-' (ハイフン) は入れないでください。

(記載例) 123456789010

また、会社法人等番号 (供託者) 欄・会社法人等番号 (代理人) 欄に入力した会社法人等番号は入力しないでください。

会社法人等番号・複数入力用

書面の供託書正本の窓口交付を請求する。

書面の供託書正本の送付(注)を請求する。 **※4**

(注)書面の供託書正本の送付を請求する場合は、供託所宛てに、返信用の郵便切手等付きの封筒を、この供託書の送信後取得する申請番号を付記した上で送付してください。

備考

補正のコメントを受領したので
補正申請として申請する。

補正対象申請番号

(申請済みの申請書に対して補正を行う場合に、補正対象となる申請番号 (初回の申請番号) を入力してください。)

連絡先情報 (申請者情報登録で登録された情報)

氏名	甲山太郎
連絡先電話番号	12-3456-7890

注意事項

※全般 使用できる文字は、JIS第1及び第2水準のほか、次のような文字が使用できます (代表的なものを例示)

【かな】あいうえお 【カナ】アイウエオ 【英数字】ABCDE12345 【記号】! "# \$ % & ' ()

緑字部分は半角、その他の部分は全角で入力します。

※1 法人の場合は、会社法人等番号を入力します(半角入力)。

※2 支払日が来っていない場合は、供託できません。

※3 委任状等供託所に送付する書面がある場合はチェックをします。

※4 正本の受領方法を選択し、チェックをしてください。郵送の場合、郵券及び返信用封筒を供託所宛て送付してください。

Step 1-1 申請情報の入力

供託書（金銭供託）給与債権執行

供託所の表示		さいたま地方法務局	供託所選択
供託者の住所・氏名	住所又は法人所在地	甲県乙市丙町二丁目2番2号	
	氏名又は法人名	乙野株式会社	会社法人等番号（供託者） 0300 - 00 - 000000 <small>※資格証明書の省略について</small>
	代表者（資格・氏名） 又は 代理人（住所・氏名）	代表取締役乙野次郎	会社法人等番号（代理人） - - - <small>※資格証明書の省略について</small>
被供託者の住所・氏名	住所又は法人所在地		
	氏名又は法人名		
法令条項	民事執行法第156条第2項		※2

※1

※半角

供託者は、従業員である埼玉県さいたま市中央区下落合5丁目12番1号法務太郎に対して平成30年7月分の給与（支給日：平成30年7月20日、支払場所：供託者肩書地本店）金300,000円を支払うべき債務を負っているところ、同人の供託者に対する給与債権について給与支給額から法定控除額を控除した残額の4分の1（ただし、同残額の4分の3に相当する額が33万円を超えるときはその超過額）を差し押さえる旨の下記差押命令が相次いで送達されたので、給与支給額から法定控除額100,000円を控除した額の4分の1（ただし、控除した残額が44万円を超えるときは、同残額から33万円を控除した額）に相当する金50,000円を供託する。

※2

供託の
原因たる事実

記						
事件の表示	債権者	債務者	第三債務者	債権額	差押債権額	送達年月日
さいたま地方 裁判所 支部 平成 30 年 (ル) 第 111 号	埼玉県さいたま市大宮区〇〇1丁目1番1号大宮一郎	法務太郎	供託者	1,000,000 円	1,000,000 円	平成 30 年 4 月 15 日
さいたま地方 裁判所 支部 平成 30 年 (ル) 第 333 号	埼玉県さいたま市中央区〇〇3丁目3番3号与野次郎	法務太郎	供託者	500,000 円	500,000 円	平成 30 年 6 月 30 日

※半角

※半角

※3

裁判所 ▼	支部 ▼	年 ▼	円	円	▼	▼	▼	年
()					月	日		
第	号							

供託金額 円 ※半角

供託により
消滅すべき
質権又は
抵当権

反対給付の
内容

送付する添付書面あり ※4

供託通知書の発送を請求する（この場合には、供託所宛てに、被供託者の住所氏名を記載した郵便切手等付きの封筒を、この供託書の発信後取得する申請番号を付記した上で送付してください。）。

● 資格証明書を省略するため会社法人等番号を提示する。

複数の会社法人等番号を提示する場合は右側の入力欄に入力してください。
（複数の会社法人等番号を入力する番号には、1番号ごとに改行してください。）

※入力方法 半角12桁で入力し、'-'（ハイフン）は入れないでください。

（記載例）123456789010

また、会社法人等番号（供託者）欄・会社法人等番号（代理人）欄に入力した
会社法人等番号は入力しないでください。

会社法人等番号・複数入力用

書面の供託書正本の窓口交付を請求する。

書面の供託書正本の送付(注)を請求する。

※5

(注)書面の供託書正本の送付を請求する場合は、供託所宛てに、
返信用の郵便切手等付きの封筒を、この供託書の送信後取得する申請番号を付記した上で送付してください。

備考

補正のコメントを受領したので
補正申請として申請する。

補正対象申請番号

（申請済みの申請書に対して補正を行う場合に、
補正対象となる申請番号（初回の申請番号）を入力してください。）

連絡先情報（申請者情報登録で登録された情報）

氏名	甲山太郎
連絡先電話番号	12-3456-7890

注意事項

※全般 使用できる文字は、JIS第1及び第2水準のほか、次のような文字が使用できます（代表的なものを例示）

【かな】 あいうえお 【カナ】 アイウエオ 【英数字】 ABCDE12345 【記号】 ! " # \$ % & ' ()

緑字部分は半角、その他の部分は全角で入力します。

※1 法人の場合は、会社法人等番号を入力します（半角入力）。

※2 差押えが競合した場合、第三債務者には供託義務が生じます。法令条項は「民事執行法第156条第2項」となります。

※3 差押命令が4つ以上の場合、この申請様式では申請できません。供託(金銭)その他【かんたん】の申請様式を御利用ください。

※4 委任状等供託所に送付する書面がある場合はチェックをします。

※5 正本の受領方法を選択し、チェックをしてください。郵送の場合、郵券及び返信用封筒を供託所宛て送付してください。

Step 1-1 申請情報の入力

供託書（金銭供託）その他

[地代家賃、営業保証、裁判上の保証以外の供託]

供託所の表示		さいたま地方裁判所	供託所選択
供託者の住所・氏名	住所又は法人所在地	甲県乙市丙町一丁目1番1号	
	氏名又は法人名	甲山商事株式会社	会社法人等番号（供託者） 0300 - 00 ※半角 000000 <small>※資格証明書の省略について ※1</small>
	代表者（資格・氏名）又は代理人（住所・氏名）	代表取締役甲山太郎	会社法人等番号（代理人） - - <small>※資格証明書の省略について</small>
被供託者の住所・氏名	住所又は法人所在地		
	氏名又は法人名		
法令条項	備考欄記載のとおり		
供託の原因たる事実	<p>供託者は、従業員である埼玉県さいたま市中央区下落合5丁目12番1号法務太郎に対して平成30年4月分の給与（支給日：平成30年4月20日、支払場所：供託者肩書地本店）金280,000円を支払うべき債務を負っているところ、これについて下記のとおり、滞納処分による差押えについては、給与支給額（ただし、1,000円未満の端数を切り捨てた額）から国税徴収法第76条に基づく差押禁止額184,000円を控除した残額の96,000円を、強制執行による差押えについては、給与支給額から40,000円を法定控除した残額の4分の1である60,000円を差押える旨の差押命令が送達され、先行する滞納処分による差押えと、後行の強制執行による差押えとが、差押債権額60,000円の範囲で競合することとなったので、金60,000円を供託する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1滞納処分による差押えの表示 甲県丙市乙町一丁目1番1号〇〇税務署長が法務太郎の滞納処分にかかる国税（平成28年度所得税額金90,000円、延滞税額金6,000円、合計額金96,000円）についてした滞納処分による差押え 第三債務者供託者 差押債権額金96,000円 平成30年3月30日差押通知書送達</p> <p>2強制執行による差押えの表示 〇〇地方裁判所平成29年（ル）第〇〇〇号 債権者乙県丁市丙町三丁目3番3号丙村三郎 債務者法務太郎 第三債務者供託者とする債権差押命令 執行債権額金60,000円 差押債権額金60,000円 平成30年4月10日送達</p>		
供託金額	60000 円 ※半角		

※2

- 供託通知書の発送を請求する（この場合には、供託所宛てに、被供託者の住所氏名を記載した郵便切手等付きの封筒を、この供託書の発信後取得する申請番号を付記した上で送付してください。）。

- 資格証明書を省略するため会社法人等番号を提示する。

会社法人等番号・複数入力用

複数の会社法人等番号を提示する場合は右側の入力欄に入力してください。
（複数の会社法人等番号を入力する番号には、1番号ごとに改行してください。）

※入力方法 半角12桁で入力し、' '（ハイフン）は入れないでください。

（記載例）123456789010

また、会社法人等番号（供託者）欄・会社法人等番号（代理人）欄に入力した会社法人等番号は入力しないでください。

- 書面の供託書正本の窓口交付を請求する。 ※4
 書面の供託書正本の送付(注)を請求する。

(注)書面の供託書正本の送付を請求する場合は、供託所宛てに、返信用の郵便切手等付きの封筒を、この供託書の発信後取得する申請番号を付記した上で送付してください。

備考

滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第20条の6第1項

- 補正のコメントを受領したので補正申請として申請する。

補正対象申請番号

（申請済みの申請書に対して補正を行う場合に、補正対象となる申請番号（初回の申請番号）を入力してください。）

連絡先情報（申請者情報登録で登録された情報）

氏名	甲山太郎
連絡先電話番号	12-3456-7890

注意事項

※全般 使用できる文字は、JIS第1及び第2水準のほか、次のような文字が使用できます（代表的なものを例示）
【かな】あいうえお 【カナ】アイウエオ 【英数字】ABCDE12345 【記号】! " # \$ % & ' ()

緑字部分は半角、その他の部分は全角で入力します。

- ※1 法人の場合は、会社法人等番号を入力します(半角入力)。
※2 支払日が来ていない場合は、供託できません。
※3 委任状等供託所に送付する書面がある場合はチェックをしてください。
※4 正本の受領方法を選択し、チェックをしてください。郵送の場合、郵券及び返信用封筒を供託所宛て送付してください。

Step 1-1 申請情報の入力

供託書（金銭供託）その他

[地代家賃、営業保証、裁判上の保証以外の供託]

供託所の表示		さいたま地方裁判所	供託所選択
供託者の住所・氏名	住所又は法人所在地	甲県乙市丙町一丁目1番1号	
	氏名又は法人名	甲山商事株式会社	会社法人等番号（供託者） 0300 - 00 ※半角 000000 <small>※資格証明書の省略について ※1</small>
	代表者（資格・氏名） 又は 代理人（住所・氏名）	代表取締役甲山太郎	会社法人等番号（代理人） - - <small>※資格証明書の省略について</small>
被供託者の住所・氏名	住所又は法人所在地		
	氏名又は法人名		
法令条項	備考欄記載のとおり		
供託の原因たる事実 供託の原因たる事実	<p>供託者は、従業員である埼玉県さいたま市中央区下落合5丁目12番1号法務太郎に対して平成30年4月分の給与（支給日：平成30年4月20日、支払場所：供託者肩書地本店）金280,000円を支払うべき債務を負っているところ、これについて下記のとおり、強制執行による差押えについては、給与支給額から40,000円を法定控除した残額の4分の1である60,000円を、滞納処分による差押えについては、給与支給額（ただし、1,000円未満の端数を切り捨てた額）から国税徴収法第76条に基づく差押禁止額184,000円を控除した残額の96,000円を差押える旨の差押命令が送達されたが、先行する強制執行による差押えと、後行の滞納処分による差押えとが、差押債権額60,000円の範囲で競合することとなったので、金60,000円を供託する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1強制執行による差押えの表示 ○○地方裁判所平成29年（ル）第○○○号 債権者乙県丁市丙町三丁目3番3号丙村三郎 債務者法務太郎 第三債務者供託者とする債権差押命令 執行債権額金60,000円 差押債権額金60,000円 平成30年3月3日送達</p> <p>2滞納処分による差押えの表示 甲県丙市乙町一丁目1番1号○○税務署長が法務太郎の滞納処分にかかる国税（平成28年度所得税額金90,000円、延滞税額金6,000円、合計額金96,000円）についてした滞納処分による差押え 第三債務者供託者 差押債権額金96,000円 平成30年4月10日差押通知書送達</p>		※2
供託金額	60000 円 ※半角		

- 供託通知書の発送を請求する（この場合には、供託所宛てに、被供託者の住所氏名を記載した郵便切手等付きの封筒を、この供託書の発信後取得する申請番号を付記した上で送付してください。）。

- 資格証明書を省略するため会社法人等番号を提示する。

会社法人等番号・複数入力用

複数の会社法人等番号を提示する場合は右側の入力欄に入力してください。
（複数の会社法人等番号を入力する番号には、1番号ごとに改行してください。）
※入力方法 半角12桁で入力し、' '（ハイフン）は入れないでください。
（記載例）123456789010
また、会社法人等番号（供託者）欄・会社法人等番号（代理人）欄に入力した会社法人等番号は入力しないでください。

- 書面の供託書正本の窓口交付を請求する。 ※4
 書面の供託書正本の送付(注)を請求する。

(注)書面の供託書正本の送付を請求する場合は、供託所宛てに、返信用の郵便切手等付きの封筒を、この供託書の発信後取得する申請番号を付記した上で送付してください。

備考

滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第36条の6第1項

- 補正のコメントを受領したので補正申請として申請する。

補正対象申請番号

（申請済みの申請書に対して補正を行う場合に、補正対象となる申請番号（初回の申請番号）を入力してください。）

連絡先情報（申請者情報登録で登録された情報）

氏名	甲山太郎
連絡先電話番号	12-3456-7890

注意事項

※全般 使用できる文字は、JIS第1及び第2水準のほか、次のような文字が使用できます（代表的なものを例示）
【かな】 あいうえお 【カナ】 アイウエオ 【英数字】 ABCDE12345 【記号】 ! " # \$ % & ' ()

緑字部分は半角、その他の部分は全角で入力します。

- ※1 法人の場合は、会社法人等番号を入力します（半角入力）。
※2 支払日が来ていない場合は、供託できません。
※3 委任状等供託所に送付する書面がある場合はチェックをしてください。
※4 正本の受領方法を選択し、チェックをしてください。郵送の場合、郵券及び返信用封筒を供託所宛て送付してください。

Step 1-1 申請情報の入力

供託書（金銭供託）給与債権執行

供託所の表示		さいたま地方法務局	供託所選択
供託者の住所・氏名	住所又は法人所在地	甲県乙市丙町二丁目2番2号 ※1	
	氏名又は法人名	乙野株式会社	会社法人等番号（供託者） 0300 - 00 - 000000 ※資格証明書の省略について ※半角
	代表者（資格・氏名）又は代理人（住所・氏名）	代表取締役乙野次郎	会社法人等番号（代理人） - - ※資格証明書の省略について
被供託者の住所・氏名	住所又は法人所在地	埼玉県さいたま市中央区下落合5丁目12番1号 ※2	
	氏名又は法人名	法務太郎	
法令条項	民事保全法第50条第5項，民事執行法第156条第1項		

供託者は、従業員である埼玉県さいたま市中央区下落合5丁目12番1号法務太郎に対して平成30年4月分の給与（支給日：平成30年4月20日，支払場所：供託者肩書地本店）金300,000円を支払うべき債務を負っているところ，同人の供託者に対する給与債権について給与支給額から法定控除額を控除した残額の4分の1（ただし，同残額の4分の3に相当する額が33万円を超えるときはその超過額）を仮に差し押さえる旨の下記仮差押命令が送達されたので，給与支給額から法定控除額100,000円を控除した額の4分の1（ただし，控除した残額が44万円を超えるときは，同残額から33万円を控除した額）に相当する金50,000円を供託する。

※3

供託の原因たる事実

記						
事件の表示	債権者	債務者	第三債務者	債権額	差押債権額	送達年月日
さいたま地方 裁判所 支部 平成 30 年 (3) 第 111 号 ※半角	埼玉県さいたま市大宮区〇〇1丁目1番1号 大宮一郎	被供託者	供託者	1,000,000 円	1,000,000 円	平成 30 年 4 月 15 日 ※半角
裁判所 支部 年 () 第 号				円	円	年 月 日

裁判所 支部 年 () 第 号				円	円	年 月 日
------------------------------	--	--	--	---	---	-------------

供託金額 円 ※半角

供託により消滅すべき質権又は抵当権

反対給付の内容

送付する添付書面あり

供託通知書の発送を請求する（この場合には、供託所宛てに、被供託者の住所氏名を記載した郵便切手等付きの封筒を、この供託書の発信後取得する申請番号を付記した上で送付してください。） ※4

資格証明書を省略するため会社法人等番号を提示する。

会社法人等番号・複数入力用

複数の会社法人等番号を提示する場合は右側の入力欄に入力してください。
（複数の会社法人等番号を入力する番号には、1番号ごとに改行してください。）

※入力方法 半角12桁で入力し、'-'（ハイフン）は入れないでください。

（記載例）123456789010

また、会社法人等番号（供託者）欄・会社法人等番号（代理人）欄に入力した会社法人等番号は入力しないでください。

書面の供託書正本の窓口交付を請求する。 ※5
 書面の供託書正本の送付(注)を請求する。

(注)書面の供託書正本の送付を請求する場合は、供託所宛てに、返信用の郵便切手等付きの封筒を、この供託書の送信後取得する申請番号を付記した上で送付してください。

備考

補正のコメントを受領したので補正申請として申請する。

補正対象申請番号
(申請済みの申請書に対して補正を行う場合に、補正対象となる申請番号(初回の申請番号)を入力してください。)

連絡先情報（申請者情報登録で登録された情報）

氏名	甲山太郎
連絡先電話番号	12-3456-7890

注意事項

※全般 使用できる文字は、JIS第1及び第2水準のほか、次のような文字が使用できます(代表的なものを例示)
【かな】あいうえお 【カナ】アイウエオ 【英数字】ABCDE12345 【記号】! " # \$ % & ' ()

緑字部分は半角、その他の部分は全角で入力します。

※1 法人の場合は、会社法人等番号を入力します(半角入力)。

※2 仮差押債務者(従業員等)の住所、氏名を入力します。

※3 支払日が来ていない場合は、供託できません。

※4 被供託者に供託したことを通知する必要があるため、82円切手を供託所宛て送付してください。

※5 正本の受領方法を選択し、チェックをしてください。郵送の場合、郵券及び返信用封筒を供託所宛て送付してください。